

平成 29 年度病院群輪番制病院運営事業実施要領（案）

1 目 的

この要領は、病院群輪番制病院運営事業の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託事業

この委託事業は、休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、輪番病院が重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者を確保し、休日又は夜間の診療を行う病院群輪番制病院運営事業とする。

3 委託料の算定方法

委託料は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、予算を勘案して調整するものとする。

次の表 1 の第 1 欄の区分ごとに、第 2 欄に定める基準額に消費税及び地方消費税を加えた額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を委託料の額とする。

第 2 欄に定める基準額の算定においては、東山梨と笛吹市の地区ごとに算定し、一つの病院で同じ区分の同じ診療日に両地区の当番となる場合は、それぞれの地区で 1 日分とみなして計上する。

(表 1)

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
休 日	37,472円×診療日数 (消費税及び地方消費税別。)	病院群輪番制病院の運営に必要な医師手当、給与費等
夜 間	37,472円×診療日数 (消費税及び地方消費税別。)	

(注) 診療日は、原則として診療時間が次の表 2 に定める区分欄ごとにそれぞれ 1 日とする。

(表 2)

区 分	対 象 時 間
休 日	午前 9 時から午後 6 時まで診療を行うもの
夜 間	午後 6 時から午前 9 時まで診療を行うもの

なお、休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）をいう。

4 輪番病院

輪番病院は、原則として、峡東地域保健医療推進委員会の管内にある病院のうち、この委託事業に参加する意思を有する病院をもって構成するものとするが、地域の実情により、峡東地域保健医療推進委員会は、重症救急患者の受入れに対応できる管内の有床診療所に参加を求められるものとする。

5 市負担金の算定方法

この委託事業にかかる各市の負担金は、次の（１）及び（２）の合計額とする。

（１）病院群輪番制病院運営事業委託にかかる経費

上記３の規定により算出された各輪番区域の委託料について、各市の人口（前年度９月１日現在）により按分した金額。

ただし、表（１）の第２欄に定める基準額に消費税及び地方消費税を加えた額を委託料の額とした場合、定める基準額に施設数を乗じた額とする。

（２）振込手数料等事務にかかる経費

振込手数料等合計額を各市で均等割した額とする。（円未満は切り上げとする。）

付 則

第１ この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

○病院群輪番制病院運営事業実施要領の改正

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委託料の算定方法</u> <u>輪番病院に対する委託料は、次により算出された額の合計額とする。</u> ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、予算を勘案して調整するものとする。</p> <p>次の<u>(表1)</u>の第1欄の区分ごとに、第2欄に定める基準額に消費税及び地方消費税を加えた額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を委託料の額とする。</p> <p>第2欄に定める基準額の算定においては、東山梨と笛吹市の地区ごとに算定し、一つの病院で同じ区分の同じ診療日に両地区の当番となる場合は、それぞれの地区で1日分と見なして計上する。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>市負担金の算定方法</u> <u>この委託事業にかかる各市の負担金は、次の(1)及び(2)の合計額とする。</u> ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、予算を勘案して調整するものとする。</p> <p><u>(1) 病院群輪番制病院運営事業委託にかかる経費</u> 次の表の第1欄の区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を委託料の額とする。</p> <p>第2欄に定める基準額の算定においては、東山梨と笛吹市の地区ごとに算定し、一つの病院で同じ区分の同じ診療日に両地区の当番となる場合は、それぞれの地区で1日分と見なして計上する。</p> <p><u>なお、休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める祝日及び休日並びに年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日まで)をいう。</u></p>

(表1)

1 区分	2 基準額	3 対象経費
休日	<u>37,472 円×診療日数</u> <u>(消費税及び地方消費税別。)</u>	(略)
夜間	<u>37,472 円×診療日数</u> <u>(消費税及び地方消費税別。)</u>	

(注) 診療日は、原則として診療時間が次の(表2)に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

(表2)

区分	対象時間
休日	午前9時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午前9時から午後6時まで診療を行うもの

なお、休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日並びに年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日まで)をいう。

4 (略)

1 区分	2 基準額	3 対象経費
休日	<u>39,345 円×施設数×診療日数</u> <u>(消費税及び地方消費税の額を含む)</u>	(略)
夜間	<u>39,345 円×施設数×診療日数</u> <u>(消費税及び地方消費税の額を含む)</u>	

(注) 診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。

区分	対象時間
休日	午前9時から午後6時まで診療を行うもの
夜間	午前9時から午後6時まで診療を行うもの

(2) 振込手数料等事務にかかる経費

振込手数料等合計額を各市で均等割りした額とする。

(円未満は切り上げとする。)

4 (略)

5 市負担金の算定方法

この委託事業にかかる各市の負担金は、次の（１）及び（２）の合計額とする。

（１）病院群輪番制病院運営事業委託にかかる経費

上記３の規定により算出された各病院の委託料の輪番地区ごとの合計額について、各輪番病院の属する各市の人口（前年度９月１日現在）により按分した金額とする。

ただし、他輪番地区の当番となる病院に対する委託料については、当番の対象となる輪番地区を構成する各市が負担するものとする。

（２）振込手数料等事務にかかる経費

振込手数料等合計額を各市で均等割した額とする。（円未満は切り上げとする。）

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。